

生物多様性条約戦略計画の全体構造

COP6 Decision /26

生物多様性条約戦略計画

国、地域、世界レベルにおける更なる条約実施を導くために策定。

使命(Mission) **2010年目標**

現在の生物多様性の損失速度を、2010年までに
顕著に減退させる。

戦略目標及び目的(Strategic goals and objectives)

・4目標と19目的を設置

Goal1 国際的な生物多様性に関する問題において、生物多様性条約が主導的役割を果たす。

(以下、6目的(Objectives))

Goal2 各締約国が、生物多様性条約実施のための財政的・人的・科学的・技術的能力を向上させる。

(以下、5目的(Objectives))

Goal3 生物多様性国家戦略・行動計画及び生物多様性関連事項の関連分野への統合が、生物多様性条約の目的の実施のための効果的な枠組みをもたらす。

(以下、4目的(Objectives))

Goal4 生物の多様性及び生物多様性条約の重要性に対する理解がより促進され、このことが、生物多様性条約の実施に関する、社会を横断する広い取組をもたらす。

(以下、4目的(Objectives))

(別添1)

COP7 Decision /30

特に「使命(Mission)」を対象に戦略計画の実施に関する達成状況と進展の評価を高めるための枠組み。

7フォーカリア(Focal areas)、11最終目標(Goals)、21目標(Targets)を設定。

- ・生物多様性の構成要素の保護
- ・持続可能な利用の促進
- ・生物多様性に対する脅威への取組
- ・人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持
- ・伝統的知識、発明及び慣行の保護
- ・遺伝資源の利用による利益の平等で衡平な利益の共有の確保
- ・資源移転の状況

(別添2)

COP8 Decision /15

戦略計画の実施状況を評価するための成果指向型の指標群(Outcome-oriented indicators)を採択

決議 / 26 生物多様性条約戦略計画

締約国会議は、

- 1 .本戦略計画のためのセイシェルでのワークショップの結果及び本戦略計画、国別報告、条約の実施に関するオープンエンド会期間会合の報告を留意する。
- 2 . 別紙の生物多様性条約戦略計画を採択する。
- 3 . 締約国、他の国、国際機関及び他の機関に対し、それらが行う活動、特に生物多様性国家戦略・行動計画を、適切な場合には、本戦略計画に即して見直すよう、促す。
- 4 . 生物多様性条約及び本戦略計画の将来の進捗状況の評価を検討する会期間会合において、生物多様性条約の関連条項に従い、適切な情報を締約国に与えるよう事務局長に要求する。

別紙

生物多様性条約戦略計画

- 1 . 生物多様性条約が署名に開かれてから10年後の2002年、締約国は、国、地域、世界レベルにおける更なる条約実施を導くためにこの戦略計画を策定する。
- 2 . 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を通じた生物多様性の便益的利用の継続性を保障するために、生物多様性の損失を効果的に停止させることを目的とする。

A . 問題

生物多様性は持続可能な開発のための、生命ある礎である。

- 3 . 生物多様性 - 生物及びその生息地のシステムの間の変異性 - は、人類の文明が築かれるための基礎である。その固有の価値に加えて、生物多様性は多くの重要な手段により、持続可能な開発を支える財及びサービスを提供し、貧困の軽減に寄与している。第一に、生物多様性は、飲料水の供給、土壌の保全、気候の安定性といった、地球上の生物のために本質的な生態系の機能を支援している。第2に、生物多様性は、食糧、医薬品、産業用材料といった生産物や製品をもたらす。最終的に、生物多様性は、多くの文化的価値の中心にある。

損失速度は未だ加速している。

4 . 生物多様性の損失速度は驚くほどの早さで増加しており、まさに生命の存在そのものを脅かしている。生物多様性の維持は、持続可能な開発にとって必要条件であり、それ自体、現代の重大な挑戦の一つである。

脅威に対し、取り組まなければならない。

5 . 生物多様性への脅威に対する取組には、資源の消費及び利益の配分過程における、迅速かつ長期的な基礎的变化が必要である。これらの調整には、広い範囲での関係者間の広範な行動が必要である。

生物多様性条約は、持続可能な開発を達成するために必要な本質的手段である。

6 . 生物多様性に関する挑戦の重要性は、1992年にリオ・デジャネイロで開催された地球サミットにおいて、また、生物多様性条約の策定を通じて、世界的に認知された。生物多様性条約の批准に際して、締約国は、条約の3つの目的（生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分）のために、国内及び国際的な方策を講じることを約束した。

成果

7 . 生物多様性条約の採択以来、締約国会議が数回開催され、それぞれの会合において、様々な決議を通じ、条約の一般的な条項を具体的な行動に移すための措置をとってきた。この過程において、100以上の国における国家行動計画が導入され、生物多様性に関する啓発を促進し、現代バイオテクノロジーがもたらした全ての生きた遺伝子改変生物の安全な移送、取扱い及び利用のための国際的な規制のための枠組を与える象徴的な取り決めである、カルタヘナ議定書の採択を行った。

挑戦

8 . 生物多様性条約の実施は、別添に掲げられたような多くの障害により妨げられている。生物多様性条約のための根本的な挑戦は、その3つの目的の広い範囲に及ぶ。国家の経済、社会及び政策策定のための枠組の全ての分野に渡って、生物多様性資源の保全及び持続可能な利用を主流にすることが必要であり、これは、条約の核心における複雑な挑戦である。このことは、地域機関のような、多くの異なる関係者との協力を意味する。エコシステム・アプローチに基づく自然資源の統合管理は、条約の目的に向けた取組を促進するための最も効果的な方法である。

9 . 生物多様性条約の適用範囲は、条約実施のために必要な手段を先進国が準備することが不可欠であることを意味している。

10. 本戦略計画は、合意された目標及び全体の目的を取り巻く行動の集約化をもたらすことにより、広範な行動を促進する。

B. 使命

11. 締約国は、貧困の低減及び地球上の全ての生命の利益への寄与として、生物多様性条約の3つの目的の効果的かつ一貫した実施及び世界、地域、国レベルにおいて、現在の生物多様性の損失速度を、2010年までに顕著に減退させることを約束する。

C. 戦略目標及び目的

目標1：国際的な生物多様性に関する問題において、生物多様性条約が主導的役割を果たす。

1.1 生物多様性条約は、生物多様性に関して世界的に取り組むべき課題を明らかにする。

1.2 生物多様性条約は、政策の一貫性を高めるために、全ての関連する国際的な政策や手段の間における協力を促進する。

1.3 他の国際的な方策が、それらの各枠組に矛盾しない方法で、生物多様性条約の実施を積極的に支援する。

1.4 カルタヘナ議定書を広範囲に渡り実施する。

1.5 生物多様性に関連する事項が、地域及び世界レベルにおいて、関連分野又は横断的な計画・プログラム及び政策に組み入れる。

1.6 締約国が、地域・準地域レベルにおいて、生物多様性条約実施のために協力する。

目標2：各締約国が、生物多様性条約実施のための財政的・人的・科学的・技術的能力を向上させる。

2.1 全ての締約国が、生物多様性国家戦略・行動計画の優先課題の実施のための適切な能力を持つ。

2.2 発展途上国である締約国、特に後発途上国・小島嶼開発途上国・経済移行国が、生物多様性条約の3つの目的の実施のために十分な資源を利用可能な形で持つ。

2.3 発展途上国である締約国、特に後発途上国・小島嶼国・経済移行国が、カルタヘナ議定書の実施のために必要な、追加的な資源供与及び技術移転を利用可能な形で受け

る。

2.4 全ての締約国がカルタヘナ議定書の実施のために適切な能力を持つ。

2.5 技術及び科学的協力が、能力開発に顕著に貢献する。

目標 3：生物多様性国家戦略・行動計画及び生物多様性関連事項の関連分野への統合が、生物多様性条約の目的の実施のための効果的な枠組みをもたらす。

3.1 各締約国が、生物多様性条約の 3 つの目的の実施のための国家の枠組を提供し、国家の優先課題を明確にするために、効果的な国家戦略、計画及びプログラムを策定する。

3.2 カルタヘナ議定書の各締約国が、議定書実施のために機能する規制のための枠組を策定する。

3.3 生物多様性関連事項を、関連する国家の分野別及び横断的な計画・プログラム及び政策へ組み入れる。

3.4 生物多様性条約の国内での実施のための手段として、また、世界的な生物多様性に関する取り組むべき課題に向けた顕著な貢献として、生物多様性国家戦略・行動計画における優先課題を積極的に実施する。

目標 4：生物の多様性及び生物多様性条約の重要性に対する理解がより促進され、このことが、生物多様性条約の実施に関する、社会を横断する広い取組をもたらす。

4.1 全ての締約国が、情報交換、教育及び公衆の啓発のための戦略を実施し、生物多様性条約の支援への公衆の参加を促進する。

4.2 カルタヘナ議定書の全ての締約国が、情報交換、教育及び公衆の啓発のための戦略を実施し、生物多様性条約の支援への公衆の参加を促進する。

4.3 先住民及び地域社会が、国・地域・国際レベルにおいて、生物多様性条約の実施及び過程に、効果的に包含される。

4.4 民間部門を含む重要な関係者が、生物多様性条約実施のためのパートナーシップに取り組み、生物多様性関連事項を、それらの関連する分野別・横断的計画、プログラム及び政策に組み入れる。

D．レビュー

12. 戦略計画は、生物多様性条約の作業計画、生物多様性国家戦略・行動計画及び他の国・地域・国際的活動を通じて実施される。
13. 生物多様性条約及び本戦略計画の実施状況を客観的に評価するためのより良い方法を開発する。

別添

生物多様性条約の実施を妨げる障害

1. 政治的 / 社会的障害
 - a. 生物多様性条約の実施のための政治的決意及び支援の欠如
 - b. 限定的な公衆及び関係者の参加
 - c. 環境影響評価のような方策の実施を含む、生物多様性関連事項の他の分野への組入れ及び主流化の欠如。
 - d. 政治的な不安定性
 - e. 受動的な政策の原因となっている予防的かつ積極的な措置の欠如
2. 制度的、技術的及び能力関連の障害
 - a. 制度的欠陥が原因の不十分な実行能力
 - b. 人的資源の欠如
 - c. 技術及び経験の移転の欠如
 - d. 伝統的知識の損失
 - e. 全ての目的を支援するための適切な科学的調査能力の欠如
3. 利用可能な知識 / 情報の不足
 - a. 生物多様性及びそれがもたらす財とサービスの損失に対する不適切な理解及び記録
 - b. 既存の科学的・技術的な知識の不完全な利用
 - c. 国内及び国際的なレベルでの情報の不十分な集積
 - d. 全てのレベルにおける公衆の教育及び啓発の欠如
4. 経済的政策及び財政的資源
 - a. 財政的・人的資源の欠如
 - b. 断片的な G E F の資金支援
 - c. 経済的な奨励措置の欠如
 - d. 利益共有の欠如
5. 共働 / 協力
 - a. 国内及び国際レベルにおける相乗効果の欠如

- b. 関係者間での横断的な協力の欠如
- c. 効果的なパートナーシップの欠如
- d. 科学界の取組の欠如

6. 法的な障害

- a. 適切な政策、法制度の欠如

7. 社会・経済的要素

- a. 貧困
- b. 環境汚染
- c. 持続可能でない消費・生産パターン
- d. 地域社会の能力の欠如

8. 自然現象と環境の変化

- a. 気候変動
- b. 自然災害

2010年目標における最終目標(ゴール)と
目標(ターゲット)について (VII/30 Annex2)

分野 (Focal area)	最終目標		目標の概要
	最終目標	目標	
生物多様性の構成要素の保護 (Protect the components biodiversity)	最終目標1	目標1.1	生態系、生息地及び生物群系の生物多様性の保全を進める。 世界の生態学的な地域のそれぞれにおいて、少なくとも10%が効果的に保全される。
		目標1.2	生物多様性にとって特に重要な地域が保護される。
	最終目標2	目標2.1	種の多様性の保全を促進する。 選ばれた分類学的なグループの種の生息数の衰退が、回復、維持もしくは軽減される。
		目標2.2	絶滅のおそれのある種の状況が改善される。
	最終目標3	目標3.1	遺伝子の多様性の保全を促進する。 農作物、家畜及び樹木、魚及び野生生物、その他価値ある種の遺伝的多様性が保全され、関連した先住民や地元の知識が維持され
持続可能な利用の促進 (Promote sustainable use)	最終目標4	目標4.1	持続可能な利用及び消費を促進する。 持続的に管理されている資源から生物多様性に基礎をおいた産品が得られ、生産地域が生物多様性の保全と一致して管理される。
		目標4.2	生物資源の非持続可能な消費、もしくはその生物多様性への影響が、軽減される。
		目標4.3	国際的な貿易によって絶滅の危機にさらされる野性の植物相や動物相の種がない。
	最終目標5		生息地の損失、土地利用の変化及び劣化による圧力及び非持続可能な水利用が軽減される。
生物多様性に対する脅威への取組 (Address threats to biodiversity)	最終目標5	目標5.1	自然の生息地の損失及び劣化の速度が緩められる。
	最終目標6	目標6.1	侵略的外来種からの脅威を制御する。 侵略的外来種となりうる主要な種の経路が制御される。
		目標6.2	生態系、生息地もしくは種を脅かす、主要な外来種のための管理計画が整っている。
	最終目標7	目標7.1	気候変動及び汚染から生物多様性への難題に取り組む。 気候変動に適応するため、生物多様性の構成要素の抵抗力を維持し、強化する。
		目標7.2	汚染とその生物多様性への影響を軽減する。
人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持 (Maintain goods and service from biodiversity to support human well-being)	最終目標8	目標8.1	財やサービスを供給し、生計を支える生態系の能力を維持する。 財やサービスを供給する生態系の能力が維持される。
		目標8.2	特に貧しい者の、持続可能な暮らし、地元の食糧安全保障、保健医療を支える生物資源が維持される。
	最終目標9		先住民や地域社会の社会・文化的な多様性を維持する。
伝統的知識、発明及び慣行の保護 (Protect traditional knowledge, innovations and Practices)	最終目標9	目標9.1	伝統的知識、発明、慣習を守る
		目標9.2	利益の配分を含む、伝統的な知識、発明、慣習に関する、先住民や地域社会の権利を守る。
遺伝子資源の利用による利益の平等で衡平な利益の共有の確保 (Ensure the fair and equitable sharing of benefits arising out of the use of genetic resources)	最終目標10	目標10.1	遺伝子資源の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分を保証 全ての遺伝子資源の移転が、生物多様性条約、食糧農業植物遺伝資源に関する条約及びその他、適用可能な協定等に沿っている。
		目標10.2	遺伝子資源の商業的利用等から生じる利益がそうした資源を供給する国と共有される。
	最終目標11		締約国は条約を実施するための資金的、人的、科学的、技術的な能力を向上させる。 条約第20条に従って、条約の下での開発途上の締約国の責務が効果的に果たされるよう、新たな、及び、追加的な資金源が移される。 第20条の paragraph 4に従って、条約の下での責務を効果的に果たせるよう、開発途上締約国に技術が移転される。
資源移転の状況 (Ensure provision of adequate resources)	最終目標11	目標11.1	条約第20条に従って、条約の下での開発途上の締約国の責務が効果的に果たされるよう、新たな、及び、追加的な資金源が移される。
		目標11.2	第20条の paragraph 4に従って、条約の下での責務を効果的に果たせるよう、開発途上締約国に技術が移転される。